

## 令和4年度 監査指導の実施について

### 1 対象施設及び監査指導実施数

#### ① 児童福祉法に基づく施設監査

施設数	実施数
6	6

※本市が認可した私立小規模保育事業所を対象とした児童福祉法に基づく施設監査

#### ② 子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査

施設数	実施数
25	11

※本市が認可した私立小規模保育事業所及び兵庫県が認可し、本市が確認した私立認可保育所、私立認定こども園等を対象とした子ども・子育て支援法に基づく確認監査

### 2 主な指摘事項

#### ① 運営関係

- ・ 芦屋市条例に定める必要な保育士数を配置すること。
- ・ 職員の出退勤に関する記録を適正に管理し、保育士等の配置基準を満たしていることを客観的に確認できるようにすること。
- ・ 職員雇入れ時における労働条件通知書に法定記載事項を適切に記載すること。
- ・ 賃金台帳に法定記載事項を適切に記載すること。
- ・ 労働基準法に定める休憩時間の確保を適切に行うこと。
- ・ 職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置を実施すること。
- ・ 重要事項説明書、利用契約書及び運営規程それぞれにおいて、職員体制、利用者負担金、園で実施している事業(体調不良児型病児保育事業、インクルーシブ教育・保育事業等)に係る記載を実態と整合させ適切に行うこと。
- ・ 重要事項説明書に苦情解決に係る第三者委員の氏名及び連絡先の記載を行うこと。
- ・ 運営規程の概要等の重要事項について、利用保護者が容易に確認できる場所への掲示等を行うこと。
- ・ 利用保護者からの園児に関するリース代等の利用者負担額等の受領について、園で作成した徴収袋で行っており、領収証を発行する代わりに徴収袋への園受領印の押印としているが、1年分の領収印押印済の領収袋について、交付を希望しない利用保

護者について園が利用保護者に交付せず処分しているが、当該領収袋は、領収証となるため利用保護者に交付すること。

- ・研修計画には、研修受講対象者、園内研修を含めた各研修の実施時期を記載し、全ての職員に周知すること。
- ・園内研修を適切に実施すること。
- ・こどもの人権の擁護や虐待防止等に関する研修を実施すること。
- ・園において、職員が受講した園外研修資料等の保管を適切に行うこと。
- ・研修計画は、職員の職務内容、経験等に応じて策定し、当該計画に基づき研修を実施することにより、職員の計画的な育成に努めること。
- ・職員採用時に徴取する秘密保持に関する誓約書の内容を適切なものにすること。
- ・全ての職員から秘密保持に関する誓約書を徴取すること。
- ・園は、園運営全般に関する自己評価を実施すること。
- ・園は、第三者評価の受審等、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。
- ・処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ及び処遇改善臨時特例事業に係る賃金改善計画の具体的な内容について、全ての職員に周知すること。

## ② 保育関係

- ・園外活動(散歩)時における園児の人数確認を十分に行うこと。
- ・保育室の棚の上に、重い容器などが置かれており、地震が発生した場合等、園児に落下し、怪我をする危険性があるものについて早急に撤去すること。
- ・事故発生の防止や事故対応に関するマニュアルを作成の上、職員間で共有し、園内研修及び手順確認等を定期的実施すること。
- ・ヒヤリハット報告書の作成や共有を適切に行うこと。
- ・月間指導計画について、養護及び教育を一体的に行うことを念頭にねらいの項目を設定すること。
- ・月間指導計画の評価及び評価後の課題設定を適切に行うこと。
- ・利用乳幼児の定期健康診断及び歯科検診を少なくとも年2回実施すること。

## ③ 給食関係

- ・利用乳幼児の給食について、平均給与栄養目標量に対する実施平均給与栄養量の割合(月間集計)が大きく乖離した栄養素があったため、乖離した原因を確認の上、適切に対応すること。
- ・給与栄養目標量の定期的な見直しを実施すること。
- ・配膳室(調理室)の衛生管理に関する確認を実施すること。
- ・食事量・残食量及び検食に係る記載を適切に行うこと。

- ・ 食育計画実施後の振り返りを行うこと。
- ・ 利用乳幼児に提供する飲食物を作る際に使用する使用水については、色、濁り、におい、異物のほか、貯水槽を設置している場合は、遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上であることを始業前及び調理作業終了後に毎日検査し、記録することが望ましい。  
また、貯水槽の衛生管理状況についても随時確認をする必要がある。

#### ④ 会計関係

- ・ 法人経理規程に定める会計手続を適切に実施すること。
- ・ 法人経理規程に定める随意契約手続を適切に実施すること。
- ・ 小口現金の残高管理を適切に実施すること。
- ・ 自治体から私立保育所に給付される運営委託費には、国の通知により一定の用途範囲が定められており、当該通知に記載のある一部の例外を除き、当該保育所運営に係る人件費、管理費及び事業費に対して使用する必要がある。

そのため、園は各支出内容について市から確認を受けた際に、当該保育所の運営に必要なかつ適切な支出であること説明する必要があるとともに、必要なかつ適切な支出であることを確認できる書類等を保存しておく必要がある。